

子供が勝手に知らない間に…

ゲームの高額課金 親の責任です！

学校が長期休暇に入る時期、スマートフォンや携帯用ゲーム機などを子供や孫たちに渡して、退屈しのぎに使用させることも多いと思います。

この時期、**子供が知らない間にゲームなどに高額の課金をしてしまった**という相談が多く寄せられます。

未成年者による契約の場合「**未成年者取り消し**」が適用される場合がありますが、大人のスマートフォンを一時的に使わせていて高額の課金をしてしまったような場合には、**未成年者が契約したことの証明が困難**です。

そもそもゲームの課金については、保護者の承諾なしには利用できないなどと定めた**利用規約を承認**した上でなければ購入できない仕組みになっている場合が多く、**管理責任を問われて返金されない**ケースが多く見受けられます。



子供にスマートフォンなどを渡して遊ばせる場合は大人が必ず見守り、「はい」「OK」などの承認は必ず**大人の同意の下に行う**ように徹底しましょう。また、Wi-Fiなどで**大人の目が届かない場所で子供がインターネット環境**を利用していないか、十分把握しておきましょう。

それでももし契約トラブルになってしまった場合は、何らかの方法がないか消費生活センターに相談して下さい。

消費生活に関する相談は、『**神戸市消費生活センター**』へ

●場 所

神戸市中央区橋通3丁目4番1号
神戸市立総合福祉センター5階

●相談時間

月曜日～金曜日 9時～17時（来訪相談は16時30分まで）
土日祝日 10時～16時 ※独立行政法人国民生活センター（東京）
につながります。

- ・年末年始は相談を行っていません。
- ・携帯電話会社の通話料定額サービスの適用はありません。
- ・平日は、電話番号「078-371-1221」でもつながります。

☎ 188
(消費者ホットライン)



考助 万が一くん